

宮代町建設工事請負一般競争入札執行要領

平成19年3月20日

告示第29号

改正 令和8年3月31日告示第74号

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が5,000万円以上のものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、宮代町契約規則（昭和62年宮代町規則第7号。以下「契約規則」という。）第2条及び第3条に定めるもののほか、入札公告に明示する。

(公告内容等の決定)

第4条 入札の公告内容等は、業者選定委員会（宮代町工事請負等業者選定委員会規程（平成19年宮代町訓令第1号）第2条に規定する委員会をいう。以下同じ。）の審査を経て、町長が定めるものとする。

(入札の公告)

第5条 前条に規定する公告は、様式第1号により掲示するものとする。

(参加資格の有無の確認申請)

第6条 入札に参加を希望する単体企業及び特定建設工事共同企業体（以下「参加希望者」という。）は、参加資格の有無並びに入札保証金及び契約保証金の取扱いを確認するため、所定の期限までに、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業にあっては様式第2号。特定建設工事共同企業体にあっては様式第3号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体企業にあっては様式第4号。特定建設工事共同企業体にあっては様式第5号。以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあっては特定建設工事共同企業体協定書（宮代町特定建設工事共同企業体取扱要綱様式第1号）を添えて、町長に提出しなければならない。

(参加資格の有無の確認)

第7条 参加希望者に明らかに参加資格がないと認める場合を除き、確認申請書を受理するものとする。

2 対象工事を所掌する課等の長（宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）第1条に掲げる課の長及び宮代町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年宮代町条例第20号）第3条第2項に規定する室の長（以下「課長等」という。）は、確認申請書に基づき一般競争入札参加希望者一覧表（単体企業にあっては様式第6号。特定建設工事共同企業体にあっては様式第7号）を作成するものとする。

3 課長等は、参加希望者の参加資格の有無及び参加資格がないと認めた場合の理由並びに参加資格者についての入札保証金及び契約保証金の取扱いについて確認するものとする。この場合において、特に必要があると認めるときは、業者選定委員会に諮ることができる。

4 課長等は、前項の確認結果を一般競争入札参加資格申請業者一覧表(様式第8号)により町長に報告するものとする。

5 課長等は、参加資格の確認結果を、参加資格者については様式第9号により、参加資格がないと認めた者についてはその理由を付して様式第10号により、通知するものとする。

(参加資格の有無の再確認)

第8条 参加資格がないと認められた者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。

2 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行することはできないものとする。

(設計図書等)

第9条 対象工事等の設計図面、仕様書、特記仕様書及び契約書案(以下「設計図書等」という。)は、参加希望者又は参加資格者に、閲覧、貸与若しくは配布(有料若しくは無料)するものとする。

2 参加希望者又は参加資格者からの質問及びその回答は、全ての参加資格者に周知するものとする。

3 参加資格者と決定された者であっても、設計図書等の閲覧又は貸与により、対象工事の内容を確認しない者は、入札への参加資格を取り消すものとする。

(現場説明)

第10条 現場説明会は、必要に応じて開催するものとする。

(入札保証金)

第11条 入札保証金については、契約規則第5条の規定を適用する。ただし、落札者が正当な理由がないにもかかわらず、所定の期日までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(入札金額見積内訳書)

第12条 入札参加者からは、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第13条 入札執行者は、入札前に、参加資格があると認めた旨の確認通知書の写しを提出させること等により、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。

2 第7条第5項の規定による参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は、これを認めないものとする。

3 入札執行者は、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないも

のとする。

4 再度入札は2回までとする。

(落札者がいないときの取扱い)

第14条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者がいない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。

2 前項ただし書の随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。

(入札の辞退)

第15条 参加資格者は、参加資格の確認後であっても、入札を辞退することができるものとする。

(入札の無効)

第16条 入札の無効については、契約規則第11条に定めるものとする。

(契約保証金)

第17条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第26条及び第27条に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第11号の請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項の規定により宮代町に帰属するものとする。

(電磁的方法による入札)

第18条 埼玉県電子入札共同システムにより執行する場合の手続は、別に定めるところによる。

(その他)

第19条 この要領に特別の定めがない事項は、指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 宮代町一般競争入札試行要領(平成7年12月28日町長決裁)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の宮代町建設工事請負一般競争入札執行要領は、令和8年4月1日以後に締結する契約に関する事務について適用し、同日より前に締結する契約については、なお従前の例による。